

東京農工大学ネーミングライツ事業募集要項

国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）は、「東京農工大学ネーミングライツ事業細則」に基づき、施設等の整備・有効活用及び教育研究環境を強化することにより、本学の価値を向上させることを目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が事業者等（法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。）に、本学の施設等の別称等を決定する権利である命名権を付与し、命名権を付与された事業者等からその対価として命名権料を得る事業をいいます。

2. 対象施設等

対象施設等名 西東京国際イノベーション共創拠点（延べ床面積 3,269.37 m²）
※施設の概要については別添資料1 参照

3. 募集の概要

① 契約期間（命名権の付与期間）：令和7年4月1日から3年（更新可）

※当該施設は現在建築中であり、令和7年4月18日に開所式を開催の上、
4月19日にオープン予定

※命名権の開始時期について、ご希望により協議の上別途設定が可能です

② 命名権料（年間契約額）の目安金額：年間 10,000 千円程度

（消費税及び地方消費税は別途）

③ 付与条件等：

- ・サインについては、別添資料2のとおり、建物上部及び1Fエントランス脇のガラス面への設置・貼付が可能です。
- ・建物内の案内板やインフォメーションボードへの別称記載も可能です。
- ・本学が当該施設の広報目的で作成するHPやパンフレット等への別称記載を行いますが、契約期間後に作成するものから対象とします。
- ・上記のほか、希望する条件等があれば提案を受け付けることとし、受け入れが可能か大学として検討及び協議の上、決定することとします。

4. 応募方法

※「東京農工大学ネーミングライツ事業ガイドライン」を熟読のうえご応募願います。

(1) 提出書類

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙様式）
- ② 事業者等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ⑦ サイン等のデザイン及び配置がわかる書類
- ⑧ 申請時から過去5年間において、行政機関等から処分を受けたことがある場合は、その内容及び再発防止策を記載した書類（A4サイズ1枚程度）

(2) 締め切り 令和7年1月24日（金） 17:00 必着

※応募がない場合は、期間を延長します

5. 選考結果の通知、公表

選考結果は、すべての応募者に通知します。審査の結果、選考基準を満たす者がいない場合には、命名権者を選考しないこととします。また、本学の公式ウェブサイト等で公表します。

なお、結果の通知は、令和7年2月10日頃を予定しております。

6. その他留意事項

- ① 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返還しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

7. スケジュール

- | | | |
|------------|---|--|
| (1) 公募期間 | : | 公告日～令和7年1月24日（金）
※応募がない場合は、期間を延長します |
| (2) 応募書類締切 | : | 令和7年1月24日（金）17時 |
| (3) 事業者選考 | : | 令和7年1月下旬（予定） |
| (4) 契約締結 | : | 令和7年2月上旬（予定） |
| (5) 事業開始 | : | 令和7年4月1日（火） |

8. 申込書の提出先及び問合せ先

東京農工大学 役員戦略室

〒183-8538 東京都府中市晴見町 3-8-1

TEL : 042-367-5562

FAX : 042-367-5553

E-mail : yakusen02@m2.tuat.ac.jp